



◆NEWS◆ 「避難解除等区域復興再生計画」を決定し公表しました
(3月19日)

復興庁は3月19日、「避難解除等区域復興再生計画」を内閣総理大臣決定しました。本計画は、避難対象12市町村の避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業再生等について中長期的な取組方針を示すとともに、国、県、市町村において講じる具体的取組内容を取りまとめました。

なお、本計画は、福島復興再生特別措置法に基づき、福島県知事の申出を受け、法定手続きにより福島県知事から提出された意見も踏まえて策定しました。

この「避難解除等区域復興再生計画」は3部構成の計画になっており、「第1部 全般的事項」、「第2部 広域的な地域整備の方向」、「第3部 市町村ごとの計画」となっています。特に第3部においては、市町村ごとの計画を作成しました。

この計画の主な概要は以下のとおりです。

■第1部：復興・再生のための取組に関する全般的事項について

「避難解除区域」「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の区域区分に応じた復興の姿や進め方を示しました。

また、インフラ、生活環境、産業再生等の分野ごとに中長期的な取組方針を示すとともに、それに基づき実施する事業を（平成25年度事業を中心に）記載しました。

更に、避難区域への帰還促進のための取組に加え、長期避難者の生活拠点の形成等、長期避難者の生活支援のための取組や、当該長期避難者の受入自治体の支援のための取組についても示しました。

1. 計画の意義

- 基本方針、グランドデザインを充実・具体化
- 国、福島県、関係市町村の役割分担を明確化して共有
- 住民の帰還や産業立地等に当たっての判断材料を住民・企業に提供

2. 計画の取組方針・目標

- 国は、復興・再生にかかる取組を、責任を持って、大きく加速
 - (1) 生活環境の回復
 - (2) 避難者の生活再建の支援
 - (3) 地域の経済の再生
 - (4) 地域一体又は近隣の他の地域と一体となった取組

3. 計画の期間・見直し

- 計画期間は10年。
- 区域の見直し、取組内容の充実があったときは、計画を見直し。

4. 目指すべき復興の姿

- 目指すべき復興の姿
 - (1) 短期的姿（2年）
 - (2) 中期的姿（5年）
 - (3) 長期的姿（10年）
- 区域区分に応じた復興
 - (1) 避難解除区域
 - (2) 避難指示解除準備区域
 - (3) 居住制限区域

(4) 帰還困難区域

5. 分野別の取組

- (1) 公共インフラの復旧と機能強化
- (2) 生活環境の再生
- (3) 放射線対策の強化
- (4) 地域を支える産業の再生
- (5) 農林水産業の再生
- (6) 避難の状況に応じた生活の再建

■第2部：広域的な地域整備の方向や取組について

広域的な地域においては、依然として放射線量が高く、立入制限がされている区域が存することや、この地域の復興・再生のためには中通り等の他の地域と一体となった広域的な復興が不可欠であるため、広域的な道路ネットワークをはじめとした広域的インフラの整備の方針と具体的取組を示しました。

また、医療・福祉、教育、ごみ・し尿処理等、住民の生活環境再生のため必要な取組や、産業の創出・再生のために国、県等が行う研究開発拠点整備の取組についての方針と具体的取組を示しました。

- 1. 公共インフラの復旧と機能強化
 - (1) 広域的な道路ネットワークの構築
 - (2) 海岸、河川、土砂災害対策
 - (3) 小名浜港及び相馬港の機能強化
 - (4) 漁業の再開に向けた漁港の復旧
 - (5) JR常磐線の復旧
- 2. 相双・いわき地方における生活環境の再生のための基盤整備
 - (1) 医療・福祉
 - (2) 教育機会の確保
 - (3) 広域水道
 - (4) 広域ごみ処理
 - (5) 広域し尿処理
 - (6) 広域汚泥処理
 - (7) 防犯・治安・防災その他の安全の確保
 - (8) 安定的な居住環境の確保
 - (9) その他広域施設
 - (10) 野生動植物への放射線影響調査
- 3. 産業の創出、再生等
 - (1) 研究開発拠点整備等
 - (2) 農業水利施設の整備の推進

■第3部：市町村ごとの計画について

各市町村の復興計画等を踏まえつつ、市町村の復興の姿や復興の方針を記載するとともに、それを実現するための、除染、インフラ、医療・介護、産業再生等の様々な取組を盛り込み、市町村、国、県それぞれの主体が一体的に推進することとしている。これにより、住民や企業の帰還の判断材料を提供し、帰還促進を図ることを目指しています。

- 1. 全般的取組（市町村（※）ごとの記載内容）
 - 市町村の現況、目指すべき復興の姿と取組の方針等
- 2. 各分野の取組（具体的な取組）
 - (1) 除染
 - (2) インフラの整備
 - (3) 生活環境の整備
 - (4) 産業の再生

(※) 今回計画を策定する市町村：浪江町、南相馬市、川俣町、広野町、富岡町、田村市、飯舘村、川内村、葛尾村、楢葉町
(双葉町、大熊町の計画については、今後、インフラ復旧工程表の作成を進め、取組の具体化に併せ策定。)

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/25319.html>

◆NEWS◆ 被災者の健康不安やそれに伴う生活負担に対する支援を行うため、「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」を公表（3月15日）

政府は3月15日、被災者の健康不安やそれに伴う生活負担に対する支援を行うため、「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」をとりまとめたので公表しました。

このパッケージの主な取組は以下のとおりです。

1. 子どもの元気復活（子どもの元気を復活させる先進的な取組）
 - 子どもの元気復活
「子ども元気復活交付金」により、全天候型の運動施設などを新たに整備するほか、「安心こども基金」により大型遊具などを設置し、運動不足になりがちな福島県の子どもが運動できる機会を確保します。
 - 自然体験活動
子どもが屋外でのびのび活動できるよう、福島県での「ふくしまっ子体験活動応援事業」や、福島県内外での「リフレッシュ・キャンプ」等の取組を通じ、被災地の子ども自然体験活動を応援していきます。
2. 子どもの健康・心のケア（健康不安に対して、安心を確保する取組）
 - 健康管理・健康不安対策
福島県民を対象とした外部被ばく線量調査や18歳以下の甲状腺検査等を実施します。さらに、福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションの強化等を行います。
 - 学校給食の放射性物質検査
学校給食において、食材は出荷段階での検査が行われていることを前提としつつ、より一層の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査を実施し、その結果をしっかりと公表していきます。
3. 子育て・生活環境の改善（健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援）
 - 母子避難者等の高速道路無料措置
福島県中通り・浜通り、宮城県丸森町から非難されている母子・父子避難者の方を対象に、避難先と避難元のそれぞれの最寄りインターチェンジ間の高速道路料金を無料にします。
 - 借上住宅の期間延長
本年3月末までとされている借上住宅（民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅）の供与期間を、全国で平成26年3月末まで延長するほか、さらなる延長に向けた検討も行います。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。
http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_174.html

◆NEWS◆ 原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を公表（3月15日）

復興庁及び国土交通省は3月15日、被災者の健康不安やそれに伴う生活負担に対する支援を行う「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」の子育て・生活環境の改善（健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援）施

策の1つとして「原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置」について実施することを公表しました。

なお、実施内容、開始時期等の詳細につきましては、改めて公表します。
この措置の概要は以下のとおりです。

1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等（※1）を除く）及び宮城県丸森町に居住しており、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子・父子避難者等の方を対象とします。

2. 対象地域（対象となる母子避難者等の元の居住地）

（福島県）

中通り：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（※2）、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（※2）、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

浜通り：相馬市、南相馬市（※2）、新地町、いわき市
（宮城県） 丸森町

3. 対象走行

避難元の最寄りインターチェンジと避難先の最寄りインターチェンジ間の走行とします。

4. 申込方法等

上記対象地域内の避難元市町村へ、住民票等の必要書類を提示し、無料措置の対象者であることの証明書の交付を申請します。

証明書の交付を受けた後、避難元の最寄りインターチェンジと避難先の最寄りインターチェンジとの間の走行に対し無料措置を適用します。

ただし、出口料金所で確認用書面（※3）を提示する必要があります。

5. 実施期間

対象者の特定業務に係る市町村との調整完了後、平成25年度予算成立を目途に開始（当面、平成26年3月末まで）します。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域（実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。）及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点

（※2）警戒区域等以外の部分

（※3）出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。（原本の提示が必要：コピー不可）

①無料措置の対象者であることを証明する書面

②本人を確認するための書面（運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの）

詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000339.html

◆ NEWS ◆ 復興庁等が避難指示解除準備区域等（浪江町・葛尾村・川俣町の3町村）における公共インフラ復旧の工程表を公表
（3月15日）

今回、浪江町・葛尾村・川俣町の3町村にて、公共インフラ復旧の工程表を作成し公表、本格的な復旧に着手します。

復興庁及び関係省庁、福島県、3町村は3月15日、帰還を目指す住民の方、関係機関に情報を共有化するため、当面3カ年の災害復旧事業を「見える化」した公共インフラ復旧の工程表を公表しました。

特に、国や県の事業のみならず、市町村の事業も盛り込まれきめ細かに対応を実施できる工程表となっています。

3町村の工程表のポイントは次のとおりです。

1. 工程表のポイント

■浪江町

津波被災地域を除く町の東側の低線量区域および中線量区域では平成27年度までに道路、上下水道といった基盤インフラの復旧を目指す。

■葛尾村

低線量地域では平成26年度までに、基盤となる水道施設と道路といった基盤インフラの復旧を目指す。

■川俣町

山木屋地区の道路などの基盤インフラの復旧は平成25年度に完了を目指す。

2. 工程表等の概要

■工程表の内容

- ・国、県、市町村、事務組合の事業を対象に作成しました。
- ・対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載しました。
- ・復旧・復興に向けた基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標を線表で表示しました。

■対象事業及び作成単位

- ・市町村単位で作成する事業（例）

[今回は浪江町、葛尾村、川俣町で作成]

海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設、災害廃棄物処理、除染 など

- ・路線、施設単位等で作成する事業（例）

[今回は、浪江町、葛尾村、川俣町に係る路線として県の道路事業を更新]

広域上水道、し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道、鉄道、漁港 など

(参考)

昨年12月までに広野町、田村市、川内村、南相馬市、楢葉町、飯館村、富岡町の7市町村の工程表を段階的に公表。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/001174.html>

◆NEWS◆ 原発事故による避難者等に対する住民意向調査 (大熊町：2回目)の調査結果について(3月15日)

復興庁は1月5日、大熊町の住民を対象とし、浪江町、福島県及び復興庁の共催で実施した原子力発電所事故による避難者等に対する住民意向調査2回目の調査結果を取りまとめました。

この調査結果のポイントは以下のとおりです。

1. 調査結果のポイント

災害公営住宅のニーズ把握を目的に記名式で実施。

- (1) 災害公営住宅の入居意向

- ・入居意向あり 24. 7%
- ・判断できない 37. 2%
- ・入居意向なし 36. 6%
- (2) 希望する居住地 (第1希望)
 - 1位 いわき市 66. 2%
 - 2位 郡山市 12. 2%
 - 3位 会津若松市 9. 2%
- (3) 入居に当たり重視すること (複数回答)
 - 1位 「生活利便性の高さ」 83. 2%
 - 2位 「希望する市町村であること」 . 58. 0%
 - 3位 「住宅の面積が広いこと」 . . . 48. 9%
- (4) 入居に当たり必要な機能 (複数回答)
 - 1位 「医療施設」 89. 9%
 - 2位 「商店」 80. 1%
 - 3位 「介護・福祉施設」 45. 7%

2. 調査の概要

- 調査対象：全世帯主（5，246世帯）
- 調査方法：郵送によるアンケート調査
- 実施期間：平成25年1月10日（木）から1月24日（木）
- 回答者数：3，445人（回収率65.7%）

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。
http://www.reconstruction.go.jp/topics/2535_4.html

◆NEWS◆ 避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様に向けた留意事項の整理やQ&Aなどの情報を発信!!（3月15日）

内閣府原子力被災者生活支援チームは3月15日、「避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」と「区域見直し後の区域でできる活動などに関するQ&A」について、一部内容を改訂して公表しました。

これは、区域見直しによって「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へのお知らせであり、各区域における活動の方針、留意事項をお示しています。

今回の公表は、平成24年5月付けで作成（12月改訂）した情報の再改訂版となります。

また、区域見直しにともない、これまで多くの質問をいただいている項目について、別途「区域見直し後の区域でできる活動などに関するQ&A」として取りまとめ公表しました。

主な構成と改訂内容は以下のとおりです。

◆主な留意事項について

避難指示区域内にご自宅・事業所のある方向けに、各区域共通の留意点や、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰宅困難区域ごとに留意点を整理してお示するとともに、各種のお知らせ・お問い合わせ先をお知らせしています。

◆主な質問事項（Q&A）について

【区域への立入りに関するもの】

- Q 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入りは可能なのか。
- Q 帰宅困難区域はどのように一時立入りするのか。 など

【区域における活動に関するもの】

- Q 避難指示解除準備区域と居住制限区域においてできる活動は何か。
- Q 警戒区域ではできたが活動が区域見直し後にできなくなったことはあるのか。 など

【事業に関するもの】

- Q 事業の再開は可能か。

Q 避難指示区域において自動販売機での販売はできるのか。

◆今回の改訂内容

「留意事項」については、帰宅困難区域の注意書きを、「質問事項」については各区域での電気の使用についての内容について、わかりやすさの観点から、より具体的に記載しています。

最新の情報は、経済産業省のホームページをご覧ください。

・避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20130315_01a.pdf

・区域見直し後の区域でできる活動などに関するQ & A

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20130315_01b.pdf

◆NEWS◆ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（6次後半、7次警戒区域等見直し地域等向け及び8次）の採択事業を決定しました!!（3月18日）

中小企業庁は3月18日、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、福島県の6次、7次（警戒区域等見直し地域等向け）、8次の採択事業を公表しました。

福島県につきましては、平成24年12月3日から平成25年1月1日まで公募（6次後半）、平成25年1月15日から2月14日まで公募（7次警戒区域等見直し地域等向け）、平成25年2月1日から2月15日まで公募を実施し（8次）、福島県の復興事業計画審査会、国の補助事業審査委員会の審査を経て、55グループの事業を採択、補助総額で142億円の交付を決定しました。

今回決定された主な認定・支援グループは以下のとおりです。

<6次後半（24グループ）>

- ◆グループ : JEC協力会グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社常磐エンジニアリング等25者
代表者所在地（業種） : いわき市（はん用機械器具製造業等）
- ◆グループ : いわきコミュニティ振興グループ
代表者名・構成員数 : 有限会社白田造花店等38者
代表者所在地（業種） : いわき市（葬祭業等）
- ◆グループ : いいたてまでい復興グループ
代表者名・構成員数 : 有限会社菅野建業等12者
代表者所在地（業種） : 飯舘村（建設業等）
- ◆グループ : 浜通り復興・原発事故収束グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社伊達重機等14者
代表者所在地（業種） : 浪江町（建設業等）
- ◆グループ : ふるさと復興グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社斎藤工務店等7者
代表者所在地（業種） : 大熊町（土木工事業等）
- ◆グループ : 双葉郡復興再生グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社倉伸等14者
代表者所在地（業種） : 富岡町（土木工事業等）
- ◆グループ : がんばっぺ!!いわき「衣・食・住」生活関連復興ネットワーク
代表者名・構成員数 : アイパル株式会社等17者
代表者所在地（業種） : いわき市（冠婚葬祭業等）
- ◆グループ : 搬送機械機器製造販売グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社花見台自動車等32者
代表者所在地（業種） : いわき市（輸送用機械器具製造業等）
- ◆グループ : いわき市廃棄物関連組合協議会グループ
代表者名・構成員数 : いわき市環境整備事業協同組合全75者

- 代表者所在地（業種）：いわき市（一般廃棄物処理業等）
- ◆グループ：小名浜地区商店連合会
 - 代表者名・構成員数：小名浜地区商店連合会全94者
 - 代表者所在地（業種）：いわき市（小売業等）
 - ◆グループ：いわき市自動車整備グループ
 - 代表者名・構成員数：いわき市自家用自動車協同組合全25者
 - 代表者所在地（業種）：いわき市（自動車整備業等）
- 等

<7次（警戒区域等見直し地域等向け）（9グループ）>

- ◆グループ：相双道路環境復旧・復興グループ
- 代表者名・構成員数：加藤道路株式会社等5者
- 代表者所在地（業種）：南相馬市（建設業等）
- ◆グループ：おだか浮舟復興グループ
- 代表者名・構成員数：株式会社ハヤシ等29者
- 代表者所在地（業種）：南相馬市（自動車販売整備業等）
- ◆グループ：花卉園芸流通グループ
- 代表者名・構成員数：大森プランツ株式会社等13者
- 代表者所在地（業種）：南相馬市（樹木草花卸販売業等）
- ◆グループ：飯舘村自動車整備業グループ
- 代表者名・構成員数：JAそうま飯舘総合支店等11者
- 代表者所在地（業種）：飯舘村（自動車整備業等）
- ◆グループ：いいたてむら復興加速グループ
- 代表者名・構成員数：あぶくま信用金庫等7者
- 代表者所在地（業種）：飯舘村（建設業等）
- ◆グループ：川内村帰還者地縁再生グループ
- 代表者名・構成員数：株式会社あぶくま川内等11者
- 代表者所在地（業種）：川内村（浴場業等）
- ◆グループ：檜葉町製造販売企業グループ
- 代表者名・構成員数：NELクリスタル株式会社等8者
- 代表者所在地（業種）：檜葉町（電子部品製造業等）
- ◆グループ：檜葉町住民生活再建支援グループ
- 代表者名・構成員数：株式会社ヘルシージャパン等33者
- 代表者所在地（業種）：檜葉町（クリーニング業等）
- ◆グループ：広野町生活環境整備等支援グループ
- 代表者名・構成員数：株式会社大和田測量設計等26者
- 代表者所在地（業種）：広野町（測量業等）

<7次（22グループ）>

- ◆グループ：相双鉄工業協同組合
- 代表者名・構成員数：有限会社東北工業所全14者
- 代表者所在地（業種）：南相馬市（鉄工業等）
- ◆グループ：道路災害復旧支援グループ
- 代表者名・構成員数：世紀東急工業株式会社等13者
- 代表者所在地（業種）：浪江町（舗装工事業等）
- ◆グループ：相双復興事業グループ
- 代表者名・構成員数：有限会社福成建設工業等6者
- 代表者所在地（業種）：南相馬市（建設業等）
- ◆グループ：ふるさと復興グループ
- 代表者名・構成員数：株式会社斎藤工務店等11者
- 代表者所在地（業種）：大熊町（土木工事業等）
- ◆グループ：浜通り復旧支援建設グループ
- 代表者名・構成員数：相沢電設株式会社等12者
- 代表者所在地（業種）：富岡町（機械器具設置工事業等）
- ◆グループ：福島県いわき沖海洋・環境復興推進グループ
- 代表者名・構成員数：有限会社吉辰工業等9者
- 代表者所在地（業種）：いわき市（土木工事業等）
- ◆グループ：いわき地域まちづくり経済活性化支援事業グループ

- 代表者名・構成員数 : 三浦電気工事株式会社等 19 者
代表者所在地(業種) : いわき市(電気工事業等)
- ◆グループ : 永崎海岸ネットワークグループ
代表者名・構成員数 : 民宿 山城 等 15 者
代表者所在地(業種) : いわき市(宿泊業等)
- ◆グループ : いわきトラック物流復興グループ
代表者名・構成員数 : いわきトラック事業協同組合等 26 者
代表者所在地(業種) : いわき市(運送業等)
- ◆グループ : 木材産業グループチームいわき
代表者名・構成員数 : 福島県木材協同組合連合会等 25 者
代表者所在地(業種) : 福島市(木材製造業等)
- ◆グループ : 浜通り地域観光食品関連グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社みよし等 130 者
代表者所在地(業種) : いわき市(食料品製造業等)
- ◆グループ : いわき復興雇用創出と起業家支援グループ
代表者名・構成員数 : 有限会社平エーデー社等 12 者
代表者所在地(業種) : いわき市(飲食業等)
- ◆グループ : いわき湯本温泉郷商店街観光振興グループ
代表者名・構成員数 : 株式会社湯本タクシー等 31 者
代表者所在地(業種) : いわき市(小売業等)
- 等

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/earthquake2011/130318Ghojyo.html>

=====
★☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
=====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]